



作成日 2010/07/15
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	RAMシーラー(GHS)
製品コード	CE-F02-1252
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性	発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器系)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分3 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H336 眠気又はめまいのおそれ H351 発がんのおそれの疑い H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H371 呼吸器系の障害のおそれ H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系の障害のおそれ H402 水生生物に有害 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き 予防策	眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
対応	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
カーボンブラック	1.0～2.0%	不明	(5)-3328,(5)-5222	公表	1333-86-4
キシレン	2.6%	C8H10	(3)-3	公表	1330-20-7
トリメチルベンゼン	1.0～4.0%	C9H12	(3)-7	公表	25551-13-7
エチルベンゼン	0.1～0.5%	C8H10	(3)-28,(3)-60	公表	100-41-4
キュメン	0.1～1.0%	C9H12	(3)-22	公表	98-82-8
石油ナフサ	15～25%	不明			64742-82-1
その他	60～70%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エチルベンゼン(法令指定番号:70)
カーボンブラック(法令指定番号:130)
キシレン(法令指定番号:136)
クメン(法令指定番号:138)
トリメチルベンゼン(法令指定番号:404)
灯油(法令指定番号:380)
キシレン(法令指定番号:80)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
水で数分間注意深く洗うこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

小火災:二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

特有の消火方法

大火災:散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能なときは、散水して容器を冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

環境に対する注意事項

立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材
二次災害の防止策

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
環境中に放出してはならない。
漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

技術的対策
安全取扱注意事項

情報なし
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
眼に入れないこと。
取扱い後は手、顔等を良く洗うがいをする。
屋外または換気の良い場所のみ使用する。
接触、吸入、飲み込みをしないこと。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

保管

接触回避
安全な保管条件

環境への放出を避けること。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。
施錠して保管すること。
直射日光、高温、多湿を避け、換気の良い場所に保管する。
ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との同一場所での保管を避ける。
容器を密閉して保管すること。
最初の容器内でのみ保管すること。

安全な容器包装材

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
カーボンブラック	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	TWA 3 mg/m ³ (I), STEL -
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)(全異性体およびその混合物)	TWA 100ppm, STEL 150ppm
トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	TWA 25 ppm, STEL -
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20ppm

設備対策		局所排気装置を設置する。 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
保護具	呼吸器の保護具	必要に応じて、有機溶剤用防毒マスクを使用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。
	眼の保護具	保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
	皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
外観	物理的状態	その他
	形状	ペースト
	色	黒色
臭い		特異臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		45.7°C (セタ密閉式)
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	データなし
	上限	データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.35
溶解度		水に不溶
n-オクタノール/水分配		データなし
係数		
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		85万mPa・s
動粘性率		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		通常取り扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性		データなし
避けるべき条件		熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。
混触危険物質		ハロゲン、強酸、アルカリ、酸化剤、重合触媒。
危険有害な分解生成物		燃焼により分解し、一酸化炭素、二酸化炭素などの刺激性・毒性のガスを発生させる恐れがある。
11. 有害性情報		
キシレンとして		
急性毒性(経口)		ラットLD50=3,500 mg/kg
急性毒性(経皮)		EU分類 CLP: Acute Tox. 4, DSD: Xn; R21
急性毒性(吸入:蒸気)		EU分類 CLP: Acute Tox. 4, DSD: Xn; R20
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		EU分類 CLP: Skin irrit. 2, DSD: Xi; R38
性		
生殖細胞変異原性		in vivo 変異原性試験(小核試験・染色体異常試験): 陰性

発がん性

IARC:グループ 3(ヒトに対する発がん性について分類できない)
ACGIH:A4(ヒトに対して発がん性物質として分類できない物質)

トリメチルベンゼンとして

急性毒性(経口)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
吸引性呼吸器有害性

ラットLD50=8970mg/kg
ウサギ: 中程度の刺激性

ウサギ: 軽度の刺激性

呼吸器: データなし 皮膚: データなし
呼吸器: データなし 皮膚: データなし
ヒトで気道刺激性、麻酔作用が報告されている

ヒトで皮膚、呼吸器、血液、中枢神経系への影響が報告されている。
液体が肺に入ると、気管支炎または化学性肺炎を起こす危険性が報告されている。
動粘性率: <20.5mm²/s(40°C)

エチルベンゼンとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入: 蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
生殖細胞変異原性

ラットLD50=3,500 mg/kg
ウサギLD50=15,400 mg/kg
ラットLC50=17.2 mg/L/4h
ウサギ: 軽度の刺激性あり

ウサギ: 軽微から軽度な眼刺激性あり

体細胞in vivo 変異原性試験(小核試験): 陰性(OECD 474)

発がん性

IARC:グループ 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)

ACGIH:A3(動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)
吸引性呼吸器有害性

Category 2, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

Category 1, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

キュメンとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感作性

ラットLD50=2210 mg/kg
ウサギLD50=10.6 g/kg
ラットLC50=39.3 mg/L

ウサギ: 軽度の刺激性

眼に対して軽度から中等度の刺激性が報告されている。

呼吸器感作性: データなし

皮膚感作性: 感作性なし

呼吸器感作性: データなし

皮膚感作性: 感作性なし

in vivoマウス小核試験: 陰性

皮膚感作性

IARC:グループ2B

生殖細胞変異原性

発がん性

中枢神経系、肝臓、腎臓への影響が報告されている。また、麻酔作用、気道刺激性の報告がある。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

炭化水素であり、動粘性率が20.5mm²/s以下(動粘性率: 0.73mm²/s(40°C))

吸引性呼吸器有害性

ミネラルスピリットとして		
急性毒性(経口) 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 生殖細胞変異原性 発がん性		ラットLD50: >15000mg/kg 刺激性なし(ウサギ) 刺激性なし(ウサギ) Ames test: 陽性 IARC: Group 3
12. 環境影響情報		
トリメチルベンゼンとして		
水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期)		甲殻類(グラスシュリンプ) 96h-LC50=5400 µg/L BCF=328 急速分解性なし(分解度: 0%(BOD))
エチルベンゼンとして		
水生環境有害性(長期)		甲殻類(Ceriodaphnia dubia) 7d-NOEC: 0.96 mg/L 易分解性。生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=3.15)。
キュメンとして		
水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期)		甲殻類(ミシッドシュリンプ) 96h-LC50=1.2mg/L 生物蓄積性は低いと推定(log Kow=3.66) 急速分解性がない(BODによる分解度: 33%)
ミネラルスピリットとして		
水生環境有害性(急性)		魚類(ブルーギル) 96h-LC50=2.2mg/L
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
汚染容器及び包装		
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	該当しない Not applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コー ドによるばら積み輸 送される液体物質 航空規制情報	該当しない 該当しない 該当しない 非該当 非該当 該当しない
15. 適用法令		
化審法		優先評価化学物質(法第2条第5項)

労働安全衛生法	第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	指定可燃物、可燃性固体類
悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
じん肺法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
16. その他の情報	
記載内容の取扱い	記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の見取り図を対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。